

13 5 年計画特別委員会（1 月・2 月閉会中）における秋山文和県議の質疑

2017 年 1 月 10 日

議案に対する質疑（「 生活の安心を高める分野」のうち基本目標「暮らしの安心・安全を確保する」）

Q . 秋山委員

- 1 H A C C P の法律における位置付けはどのようになっているのか。
- 2 H A C C P 導入を従業員 1 0 0 名以上の 3 0 0 施設を対象に進めていくとのことだが、それ以外の小さな施設はどうするのか。
- 3 これまでの管理方法である抜き取り検査方式ではなぜ駄目なのか。
- 4 他都道府県でも H A C C P を導入していく方向なのか。
- 5 節水型機器やエコの考え方の普及、人口の減少によって、水道の供給量は減少していくと思うが、県営水道の供給量はどのように減少しているのか。平成 2 7 年度末と比べて、平成 3 3 年度末では水道の供給量はどうなるのか。また、更に先の水道の供給量の見通しはどうなっているのか。
- 6 ハッ場ダムが完成すると安定水利権は 1 0 0 % になるとのことだが、非かんがい期である 1 0 月から 3 月まではどのような渇水があったのか。また、それにより一般家庭への供給にどのような影響があったのか。
- 7 かんがい期にはどのような渇水があったのか。
- 8 非正規雇用者や不本意非正規雇用者の総数をどのように捉えているのか。
- 9 非正規雇用者の生涯賃金は、正規雇用者に比べどのくらい低いと認識しているのか。
- 10 主な取組である「住まい安心支援ネットワークなどと連携した住宅困窮者への入居支援の強化」について、住まい安心支援ネットワークは、どのように組織されているのか。

また、このネットワークは、住まいに関してどのような支援をしており、県民にどのように周知しているのか。

- 11 県営住宅は、住まい安心支援ネットワークに組み込まれているのか。
- 12 高齢単身者は県営住宅に入居できるのか。
- 13 学習支援事業については、中学 3 年生だけでなく中学 1、2 年生も、また、生活保護世帯だけでなく低所得の世帯も対象にしているとの答弁があったが、間違いはないか。また、生活保護にはならないが低所得である世帯への取り組みの現状はどうなっているのか。

A . 食品安全課長

- 1 衛生管理の法的な位置付けとしては、食品衛生法による国の承認制度と県の条例による衛生管理がある。国の承認制度は審査基準が厳しいため普及が進んでおらず、国内で 4 9 0 施設、県内では 1 2 施設しか承認されていない。そこで、国は国際標準である H A C C P 導入を促進するため、各自治体に対して H A C C P による衛生管理ができるよう条例改正を求め、本県も昨年条例を改正した。これにより、従来型の衛生管理だけでなく、H A C C P による衛生管理もできるようになった。指標は条例に基づく衛生管理のものである。
- 2 小規模の施設に対しても導入できるように支援していく。事業者からは、導入したくても人材がいなかったため難しいなどの意見も頂くことから、事業者向けの講習会や個別相談などを行い、簡易型 H A C C P といえる彩の国ハサップガイドラインの導入などから、段階的に導入を図っていく。
- 3 これまでも抜き取り検査方式で安全を確認しており、抜き取り検査が駄目だということ

ではない。しかし、抜き取り検査は、検査が終わるまで出荷できないことや、既に出荷した製品に不良が見つかったときには急きょ回収する必要があるなどの問題がある。H A C C P は製造時の重要なポイントを連続的に監視する工程管理であり、抜き取り検査をしなくてもより安全が高まるため、メリットも大きい。

- 4 他都道府県でも、本県と同様に平成 2 7 年度中に条例を改正している。しかし、導入が始まったばかりで実際に H A C C P による管理を進めているところはまだ少ないと聞いている。

A . 水道企画課長

- 5 直近 5 年間の実績でみると、1 日平均供給量は 1 年当たり約 0 . 5 % 減少している。平成 2 3 年度に策定した埼玉県営水道長期ビジョンでは、供給量が平成 2 7 年度に対して平成 3 3 年度は約 2 % 減少すると見込んでいる。その先についても、同程度で減少していくものと想定している。

A . 土地水政策課長

- 6 平成以降、非かんがい期の渇水は、平成 7 年度と平成 8 年度の 2 回である。平成 7 年度は、利根川水系で 1 0 % の取水制限、荒川水系で最大 5 0 % の取水制限が実施され、一部市町村では減圧給水を実施した。県北地域では農業用水の不足で冬野菜に影響が出たという苦情が土地改良区に寄せられた。平成 8 年度は、利根川水系で 1 0 % の取水制限、荒川水系で最大 2 5 % の取水制限が実施され、一部の市町で減圧給水を実施した。
- 7 平成以降、かんがい期に特に大きな影響が出た渇水は、平成 6 年度と平成 8 年度の 2 回である。平成 6 年度は、利根川水系で最大 3

0 % の取水制限、荒川水系で最大 9 2 % の取水制限が実施された。このときは 5 1 市町村で減圧給水を行い、松伏町の一部では一時断水も発生した。また、県営プールではスライダープールの使用停止や閉園時間の 1 時間繰上げ、学校のプールや市町村の公営プールの使用自粛が行われた。平成 8 年度は、利根川水系で最大 3 0 % の取水制限、荒川水系で最大 5 0 % の取水制限が実施された。このときは、4 3 市町村で減圧給水が実施され、東松山市や滑川町の一部では一時断水となった。また、県営プールではシャワーの使用本数の減、学校のプールや市町村の公営プールの使用自粛が行われた。

A . 勤労者福祉課長

- 8 県内の非正規雇用者の総数については、平成 2 4 年の就業構造基本調査における非正規雇用者数の 1 2 4 万 8 , 0 0 0 人と捉えている。不本意非正規雇用者については、全国の平成 2 7 年労働力調査の不本意非正規の割合が 1 6 . 9 % となっていることから、この割合に非正規雇用者数の 1 2 4 万 8 , 0 0 0 人を掛けて得られる約 2 1 万人を県内の不本意非正規雇用者の総数と捉えている。
- 9 生涯賃金については、転職や失業により大きな変動があるが、独立行政法人労働政策研究・研修機構がまとめたユースフル労働統計では、厚生労働省の賃金構造基本調査を基に生涯賃金を試算している。この試算では、正社員については、大卒男性が同じ企業に 6 0 歳の退職まで、フルタイム正社員で勤め続けた場合の退職金を含めない生涯賃金は 2 億 8 , 0 0 0 万円となっている。一方で非正規雇用者については、大卒男性が卒業後に、フルタイムの非正規社員を 6 0 歳まで続けた場合の退職金を含めない生涯賃金は 1 億 4 , 0 0 0 万円となっており、正規と非正規の間では 2

倍程度の差があると認識している。賃金の格差は重要な問題なので、非正規雇用者の正社員化にしっかりと取り組みたい。

A．住宅課長

- 10 住まい安心支援ネットワークは平成 23 年 1 月に設立され、埼玉県宅地建物取引業協会などの不動産関係団体、埼玉県社会福祉協議会などの福祉関係団体、55 市町、都市再生機構など、71 団体から構成されている。県住宅供給公社が会長を、埼玉県が副会長を務めている。活動としては、賃貸オーナーや不動産店、入居支援団体向けに、入居支援の事例紹介や情報提供を目的とした研修会やセミナーを開催している。また、ホームページに各市町村の子育て支援のための住宅の助成制度などの情報を提供している。さらに、埼玉県が実施している住宅困窮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅や不動産店を登録するあんしん賃貸住宅等登録制度についても、県と共に普及啓発を行っている。周知については、ホームページやリーフレットによる広報に加え、不動産店、県や市町村の住宅・福祉担当職員などが行う住まいに関する相談の場を通じて行っている。今後も更なる周知を図っていく。
- 11 住まい安心支援ネットワークは、住宅セーフティネット法に基づき設置された居住支援協議会であり、その目的は民間賃貸住宅への円滑な入居の促進である。一方、県営住宅は住宅セーフティネットの根幹をなすものであり、民間賃貸住宅と一体となって住宅セーフティネットを構築している。県住宅供給公社の住まい相談プラザでは、相談者に対して県営住宅と民間賃貸住宅を併せて情報提供しており、今後も住宅困窮者の意向に応じた対応ができるようにしていく。
- 12 県営住宅は 2 人以上の世帯での入居が基本

となっているが、高齢者は民間賃貸住宅で入居を拒まれるケースもあるため、単身世帯用の住宅も一部整備しており、高齢者に限って単身者も入居できるようにしている。

A．社会福祉課長

- 13 中学 1、2 年生も参加の対象としている。参加率は中学 1、2 年生を合わせて 22.4% である。この事業は生活困窮者自立支援法に基づく事業であることから、生活困窮世帯の子どもも対象としている。県では、就学援助世帯や生活保護を廃止になった世帯、子どもが勉学を望んでいるが家庭環境でできないといった場合で福祉事務所が必要と認める世帯に事業への参加を呼び掛けている。

Q．秋山委員

- 1 H A C C P について、国の承認のハードルが高いので、低い県のハードルを設けたということか。
- 2 小規模の施設に対しては目標を持たずに H A C C P の普及を進めていくのか。
- 3 非かんがい期の直近の約 20 年間には、湯水はなかったということでしょうか。
- 4 労働者派遣法などの改正により非正規雇用者が増加する中で、非正規雇用者を正規雇用に変換することは容易でないと考えるが、具体的にはどのように進めるのか。
- 5 住まい安心支援ネットワークは民間が主であり、県営住宅が位置付けられていないようだが、県が公的な支援として位置付けていくべきではないかと思うがどうか。
- 6 単身高齢者の県営住宅は、全体の何%あるのか。
- 7 低所得世帯を含めると、学習支援の対象となる子どもの裾野は相当広い。生活保護世帯には全て訪問しているとのことだが、生活困

窮世帯にはどのように案内しているのか。全て訪問して事業を案内するとすれば、かなりの規模になるが、どのように対処しているのか。

A．食品安全課長

- 1 HACCPという点についてはハードルの高さには変わりはない。国の承認制度は、本来のHACCPのソフト面の基準に加え、施設のハード面などの整備を指導した事例が多く、申請手数料も23万9,700円かかる。県条例に基づく基準では申請手数料はなく、誰でも取り組んでいただける。県条例に基づくものでも、7原則12手順というHACCPの国際的な規約に基づいた手法であり、ハードルを下げてはいない。
- 2 小規模施設の具体的な数値目標は掲げていない。まずは取り組みやすい大規模施設の導入を促進し、同時に小規模施設にも促進していく。導入は義務ではないが、できるだけ取り組んでもらうという姿勢で大規模施設と同様に支援していく。

A．土地水政策課長

- 3 平成9年度以降の渇水はない。

A．勤労者福祉課長

- 4 労働関係法令については、労働契約法やパートタイム労働法など毎年のように改正が続いている。労働契約法の改正に関しては、平成30年からは、通算5年を超える有期労働契約が労働者の申し出により無期労働契約へ転換できるようになる。こうした仕組みについて事業者が十分に理解していないという話も聞く。そこで、労働セミナーやSNSなどを活用し、法改正などについて周知を図っ

ている。県だけでは十分な周知ができないことから、埼玉労働局や経済団体、労働団体とも連携しながら周知を徹底していきたい。

A．住宅課長

- 5 住まい安心支援ネットワークは、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会であり、民間賃貸住宅を対象としている。県営住宅は、施策15の主な取り組みのうち、「住まいのセーフティネットとしての県営住宅の計画的な維持管理と更新」に位置付けている。
- 6 単身高齢者用の住戸は、県営住宅の管理戸数の約6%である。ニーズが高いため、今後も整備に努める。

A．社会福祉課長

- 7 生活困窮世帯の捉え方については、国が具体的な基準を示していないため、各市町村でまちまちであり、潜在的に学習支援を必要とする人のニーズを把握することは困難な状況にある。県では、就学援助世帯や生活保護を廃止になった世帯に加え、税金や国民健康保険、国民年金保険料を滞納している世帯に学習支援の制度を周知するよう福祉事務所へ働き掛けている。今後もどのような生活困窮世帯が学習支援を必要とするかについて調査検討した上で、対象となる可能性のある人に積極的に働き掛ける。

議案に対する質疑（「生活の安心を高める分野」のうち基本目標「危機や災害に備える」）

Q．秋山委員

- 1 施策16の主な取り組みの「企業と連携した家具固定の促進」について、どのように取

り組を進めていくのか。企業との連携だけで家具固定は進むのか。

2 施策 17 の指標の「多数の者が利用する民間建築物の耐震化率」については、学校、病院、店舗、ホテル、賃貸住宅などが指標の対象となっているが、対象となっていない昭和 56 年以前に建築された分譲マンションは相当数ある。分譲マンションの耐震化についてはどう考えているのか。

3 施策 18 の指標の「河川整備が必要な河川の延長」について、6 年間で僅か 10 km 延長するのでは少なすぎる。このペースでは、残りの全ての整備が終わるのに 233 年もかかってしまうことになるのではないか。

A . 危機管理課長

1 今年度、イオンレイクタウン、コープみらい、イトーヨーカドー、カインズホームなどと一緒に家具固定 P R イベントを実施し、合計で約 5,000 人の県民に参加していただいた。企業と連携した家具固定 P R イベントだけでなく、家具固定を含めた 3 つの自助の取り組みを分かりやすく伝えるイツモ防災講座を、平成 27 年度から始めている。市町村職員や消防職員など約 300 人の講師を養成し、各地で住民にイツモ防災の啓発講座を行うことで、家具固定の実施率を向上させていく。

A . 建築安全課長

2 分譲マンションの耐震化については、所有者が多数にわたることから、合意を得ることが課題となっている。県では、平成 28 年度から、マンション所有者の合意形成を進めるため、分譲マンションの耐震診断、工事の実施に向けた基本計画等の策定に対して補助を実施している。マンション管理士等からも多

く問い合わせを受けており、こうした制度を活用し、耐震化を推進していきたい。

A . 参事兼河川砂防課長

3 指標については、時間雨量 50 mm 程度の降雨により発生する洪水を安全に流す河川の整備延長がどのくらい減るかということで記載している。現在進めている河川整備は、市街化の進んでいる地域を優先的に行っており、このような地域では住民や橋りょうの架換えに関する関係機関との調整に一定の期間がかかることとなり、大幅に距離が伸びということはない。治水対策としては、河川改修の距離を伸ばすだけでなく、調節池の整備や治水施設の耐震化など、指標に表れてこない部分の対策も併せて進めている。このような取り組みを踏まえて、次期 5 か年計画期間で 10 km の整備を目標としている。なお、河川整備は下流からの整備を原則としており、今後上流部に整備が進めば、一般的に川幅も狭くなり人家も少なくなることから、整備の進捗も早くなると考えている。233 年かかることはないと考えている。

Q . 秋山委員

- 1 全ての家庭で家具が固定されている状態を指標とすべきではないか。
- 2 高齢化の進む分譲マンションの耐震化については、相当な労力が必要となると思うが、その点についての認識はいかがか。
- 3 河川整備を 10 km 進めることでこれだけの効果があるということが分かりやすい表記にすべきではないか。

A . 危機管理課長

- 1 家具固定の実施率を 100 % とすることは

理想ではあるが、なかなか難しいため、少なくとも寝る部屋には家具を置かないなどの対策も考えられる。県の震災対策行動計画では、平成 32 年度までに家具固定率 65% を目標としており、それに向けて取組を進めていく。

A．建築安全課長

2 分譲マンションでは、所有権の関係が複雑であることから耐震化に対して様々な意見があり、合意を得ることはなかなか難しいが、補助制度をうまく活用し、市町村と連携して対策を進めていきたい。

A．参事兼河川砂防課長

3 現行の 5 か年計画では指標として河川の整備率を記載している。この指標では県民の方に分かりにくいとの意見もあった。そこで、今回は実際の整備の距離を指標として表すとともに、この効果を分かりやすく示すため、新たに浸水家屋数の解消数を指標として追加した。このように実施した事業による効果を併せて表記することで、事業の効果を分かりやすく理解いただけたと考えている。

秋山委員

分譲マンションの耐震化は国や県の補助が拡充されれば進むと考えている。(意見)

議案に対する質疑(「人財の活躍を支える分野」)

Q．秋山委員

1 教育環境の整備について、教職員定数など

教育条件を根本的に整備する柱としての施策を個別に設けなかった理由は何か。

2 施策 20 の施策指標は、学力・学習状況調査の正答率についての指標であるが、これが適切なのか。正答率を指標とすることは、教育現場や保護者・児童生徒への圧力になる、学力テスト至上主義の指標ではないか。

3 学力向上だけを目指すのではなく、現行 5 か年計画における「『教育に関する 3 つの達成目標』における基礎学力定着度」のような指標が適当なのではないかと考える。現行 5 か年計画の施策指標を、学力・学習状況調査における学力状況についての施策指標に変更した理由は何か。

4 施策 20 では「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」を施策指標としているが、特別支援学校の高等部を卒業する生徒の多くは就職とは違う進路となっている。一部の進路だけを捉えて指標とするのはいかがなものか。なぜ、この指標を設定するのか。

5 施策 25 では不登校についての施策指標があるが、不登校となる要因は様々なものが指摘されており、また、必ずしも学校だけが児童生徒の居場所ではなく、家庭やフリースクールなど多様な環境で過ごすことに社会の理解が広がっていると思う。この点をどのように認識しているか。また、不登校を減らすという指標や取り組みは、一方で児童生徒と家庭を更に苦しめることになってしまうという側面があり、注意を払わなければならないと考えるが、どのように取り組みを進めるのか。

6 施策 21 の主な取り組み「運動部活動の充実」について、平成 29 年 1 月 6 日に文科省が、中学校の運動部活動について休養日を適切に設定するように求める通知を、全国の教育委員会、都道府県知事などに出した。中学校では週に 2 日、高校では週に 1 日部活の休

養日を設定することで、生徒や教員の負担軽減を図ることが趣旨だと考える。これを受けて、どのように取り組みを進めるのか。

- 7 施策 22 の施策指標について、「主体的、対話的な深い学び」、いわゆるアクティブ・ラーニングの研修を義務付けて大々的に取り上げることは、アクティブ・ラーニングを絶対視することになるのではないかと考える。これは指導方法の 1 つであって全てではないはずである。義務的研修にすることは問題ではないかと考える。教員には研修の強制はふさわしくなく、自主的な研修受講が求められているのではないかと考える。
- 8 授業中に ICT を活用していくことについては良いと思う。電子黒板が足りないので卒業生に寄附を求めるという話を聞いたが、必要なものは県が当然予算化して現場に配置しなければならない。ICT 機器の設置状況や、教員が自由に使えるかどうかを確認したい。

A．教育政策課長

- 1 教育局では、児童生徒に対してきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度指導などの個に応じた指導を進めており、そのために必要な教員配置ができるよう国に対して定数改善に向けた要望を行っている。5 か年計画案では、施策 20 の主な取り組み「小・中・高等学校、特別支援学校における 1 人 1 人を確実に伸ばす教育の実践」に位置付けるとともに、個別計画である教育振興基本計画にもしっかり位置付けて取り組んでいる。これまでの実践も踏まえ、今後もしっかり取り組んでいく。

A．義務教育指導課長

- 2 1 人 1 人を伸ばしていくことが教育の本質である。このため、1 人 1 人が伸びているか

を見ていく指標が適切であると考えている。学力テスト至上主義にならないかという点については、1 人 1 人の学力を伸ばしていく結果として、全国学力・学習状況調査の結果を導いていくものである。学力を向上させることは学校教育の大きな役割の 1 つであるため、市町村と一体となって進めていく。

- 3 指標を変えたことについて、3 つの達成目標の学力達成の目標については小中学校とも 95 % 前後の高水準を維持してきており、一定の目的を達成してきた。しかし、全国学力・学習状況調査については、基礎的な問題に加えて、より深く問題を理解し、読み解ける力がないと解けない問題も多くあり、本県の課題がある。平成 27 年度に県の学力・学習状況調査を始め、1 人 1 人の学力を伸ばし、その中で全国の学力・学習状況調査の結果につなげていくよう進めていく。

A．参事兼特別支援教育課長

- 4 選定した指標については、確かな学力と自立する力の育成に対し、大きな意味を持つものである。特別支援学校の生徒は、働く力を身に付け、社会で生きていかなければならない。そのために、一般就労は障害が重くても軽くても皆が目指すべきものであることから、この指標を選定した。

A．生徒指導課長

- 5 学校は、全ての児童生徒に対し学力や体力をつけさせ、社会性を養う場となっていることから、学校教育は重要なものと考えている。その上で、不登校については、不登校の児童生徒が行っている多様な学習活動を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が求められていると認識している。今後の取り組みについてであるが、不登校への対応は、未然防

止、早期発見、早期対応が何より重要である。また、それでも通学できない児童生徒には自立支援が必要と考えている。児童生徒にとって魅力的な学校づくりに努め、教育相談体制を充実させるとともに、民間のフリースクールなどとも連携しながら、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう努めていく。

A．保健体育課長

6 運動部活動の休養日について、国の通知を受けたところである。県教育局としては、既に、平成 28 年 3 月 29 日付けで、原則として土日どちらかに休養日を定めると市町村教育委員会及び各県立学校に通知を出したところである。現在も、様々な機会を捉えて周知しているが、今後も国の動向も注視しながら適切な休養日の確保について取り組んでいく。

A．高校教育指導課長

7 現在、教育が大きく変わろうとしている中で、新しい学習指導要領の実施に向け、「主体的、対話的な深い学び」を実現する授業改善のための研修は大変重要であり、県としても責任を持って実施していきたいと考えている。県が実施する研修の中では、アクティブ・ラーニングを扱うものだけでなく、従来の講義型の授業を扱う教科研修も実施しており、義務教育課程、高等学校とも、アクティブ・ラーニングは指導方法の 1 つとの捉え方で研修を実施している。

8 現在までに、教員 1 人にパソコン 1 台、生徒用のコンピューター教室が県立高校では基本的には 1 教室以上整備しているほか、規模が大きい、専門学科を有する学校は 2 教室以上、プロジェクターは可動式のものを各学校 3 セット、有線による LAN、ネットワーク

の設備を整備している。しかし、国の新しい教育の情報化プランが示されているため、今後、普通教室に 1 台のプロジェクターの整備や、移動可能なコンピューター、タブレット端末、無線 LAN などの整備を進める必要があると考えている。

Q．秋山委員

- 1 特別支援学校高等部卒業生の進路の状況について教えてほしい。
- 2 フリースクールは不登校にカウントするのか。
- 3 平成 9 年の指針では、中学校は週に 2 日間、高校は週に 1 日、部活の休養日を設定するようになっている。現在、週に 1 回、土日のどちらかを休むよう指導しているということだが、中学校では週に 2 日という以前の指針との整合性はどのようになっているのか。

A．参事兼特別支援教育課長

1 平成 27 年度の卒業生では、一般就労を希望しない生徒も含め全ての卒業生の就職率は 31.7%、通所・入所を含めて施設入所が 63.1%、そのほか在家庭や進学が数%である。障害の重さに関係なく子どもたちに社会で生きて働く力を身に付けさせるということは特別支援学校の大きな使命である。結果的に施設入所となっても、就労を目指させるという教育をしっかりとやっていくという意味からもこの指標を選定した。

A．生徒指導課長

2 児童生徒が学校に通学せずにフリースクールに通っている場合は、不登校にカウントしている。

A．保健体育課長

3 平成 27 年度の調査では、平均で 1 週間に 5.52 日活動している。つまり、1 週間に一度、休養日を設けていることになるため、週に 1 日の休みについては定着している。国からは、新たに 2 日の休養日を設けるようにとの通知文が発出されたが、その内容について、国がガイドラインを再度作成するという情報があることから、注視しながら対応していく。

2017 年 1 月 20 日

議案に対する質疑（「成長の活力をつくる分野」のうち基本目標「埼玉の成長を生み出す産業振興する」）

Q．秋山委員

- 1 施策 3 1 の施策指標「県内の企業（製造業）が生み出す付加価値額」について、現行 5 か年計画では対象を中小企業としていたが、今回は従業者 4 人以上に対象を拡大している。県内には、従業者 3 人以下の事業所が約 4 割ある中で、6 割の事業所を今回の施策指標の対象としたのはなぜか。全部の事業所を対象としないのか。
- 2 現行計画では、付加価値額の目標は 6.9 % の増加であるが、達成率は 50 % となっている。次期 5 か年計画では、5 年間で 7.3 % の増加を目指すことになるが、現実的な目標といえるのか。
- 3 施策 3 2 の主な取り組み「中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援」について、県をはじめとする制度融資の利用が年々先細りしているが、民間金融機関に流れる理由に、融資実行までに期間がかかりすぎるということがあるのではないかと思う。資金需要が

あっても間に合わず、借りたくても借りられないという現実があるのではないか。民間との期間の差はどうなっているのか。民間と遜色ないよう期間を改善すべきだがどうか。

- 4 施策 3 3 の施策指標「サービス産業の労働生産性」は相当意欲的な目標値であるが、この目標を達成できるという根拠はどうなっているのか。また、この指標は一般的には認知されていないと思うが、指標とした理由は何か。

A．産業労働政策課長

- 1 今回の計画案では、先端産業支援のほか企業誘致などにより製造業全体を対象とした取り組みを行うものであり、製造業全体の数値を施策指標とした。また、指標把握に利用する調査は工業統計調査としており、従業者 4 人以上が調査対象となっている。このため、従業者 4 人以上の数値を指標としているものである。ただし、指標の対象になっていなくても 3 人以下の事業所も施策の対象としており、小規模事業者もしっかりと支援をしていく。
- 2 最近の実績を見ると付加価値額は伸びておらず厳しい状況ではあるが、1 年単位で見ると 1 % 以上伸びている年もある。目標値は 1 % 弱の伸び率を継続することにより達成が可能であるので、企業を支援し、達成に向けて努力していきたい。

A．金融課長

- 3 県制度融資は、県が審査を行い融資するものではなく、民間金融機関融資そのものなので、民間と比較できる性質のものではない。ただ、原則として信用保証協会の保証を付けるので、協会の審査日数分だけ余計に日数がかかることになり、昨年度はその審査日数の

平均は 8.2 日となっている。信用保証協会は、協会の立場で、金融機関とは別に審査をする必要があるのでは、ある程度、仕方のない日数なのではと考えている。様々な企業から融資期間についても意見を聴いているが、比較的、肯定的な意見の方が多い状況である。

A. 商業・サービス産業支援課長

4 指標の設定に当たっては、県内純生産額を就業者数で割って 1 人当たりの労働生産性を算出した。平成 33 年度の目標値については、この値に伸び率を乗じて求めた。毎年の伸び率は、分子となる純生産額では、経営革新計画策定時の付加価値向上目標と同じ年 3% とし、分母となる就業者数は、過去 10 年間の伸び率の平均値である 0.9% とした結果、年間約 2% の伸び率となっている。なお、国の日本再興戦略でもサービス産業の労働生産性の年間の伸び率を 2020 年までに 2% に引き上げることを目標としており、これに沿ったものとしている。サービス産業は労働集約型の産業であることから、県内総生産から減価償却などを除いた数値である県内純生産のほうが労働の成果を評価するうえでより適切と考え使用している。

Q. 秋山委員

- 1 全体の付加価値額は把握できないとのことだが、県内の 4 割の事業所の付加価値額が対象外となるデータでは、県の全体を把握する上では不十分なのではないか。従業員 3 人以下の事業所も県で調査して把握するようにできないのか。
- 2 現行計画で、施策指標の達成率は 50% となっている状況の中で、7.3% 増加という高い目標に対してどのように取り組むのか。
- 3 制度融資で信用保証協会の審査が 8.2 日

もあるのでは間に合わない。そのため制度融資には魅力がなくなり、民間金融機関に太刀打ちできなくなっている。企業は、制度融資では間に合わないから、やむを得ず民間金融機関から借りているのではないか。今のままでは制度融資は企業の資金需要に応えられない。8.2 日の審査が必要だから仕方ないということではなく、期間の改善についてはどうしていくのか。

A. 産業労働政策課長

- 1 平成 26 年の経済センサスによる年間売上額の調査では、従業者 4 人以上の事業所の売上額が県内全体の 98% となっている。付加価値額についても同様に従業者 4 人以上の数値で製造業全体の状況を把握できている。また、県では四半期ごとに小規模事業者を含めた 2,200 社を対象に経営動向調査を実施しており、この調査の中で小規模事業者の状況も把握するとともに、関係部局や商工団体に情報提供し、しっかりと支援をしていく。
- 2 中小企業以外も含めて、先端産業支援や企業誘致などに取り組んでいくとともに、施策 32 で中小企業・小規模事業者の支援をしっかりとやっていくことにより、増加率 7.3% を目指していく。

A. 金融課長

- 3 民間金融機関の融資でも一定の期間はかかるものであり、必ずしも日数を理由として制度融資の利用が減っているわけではないと考えているが、県としては、必要書類の見直しなどの手続の簡素化を図っており、今後とも、融資がスムーズに行われるよう努めていきたい。

Q．秋山委員

四半期ごとの経営動向調査の調査対象 2,200 社のうち、従業員 3 人以下の事業所の割合はどのくらいか。

A．産業労働政策課長

四半期経営動向調査の調査対象企業は、従業員 20 人以下が 7 割である。そのうち、従業員 1 人から 5 人が 4 割となっている。

議案に対する質疑（「成長の活力をつくる分野」のうち基本目標「埼玉の農林業の成長産業化支援する」及び「埼玉の活力を高める社会基盤をつくる」）

Q．秋山委員

1 施策 36 の施策指標「担い手への農地集積率」について、25%を 42%にすることが目標値になっている。しかし、日本の農業は家族経営に支えられている面が依然として大きく、小さくとも多様な農家を衰退させることになってはいけないと考える。この指標は大規模化を偏重する構造改革の一環だと思うが、なぜこれを指標とするのか。

2 施策 37 の主な取り組み「農薬や化学肥料の低減など環境に配慮した栽培による高付加価値化」について、農業分野で一番大切なのはその農産物を食べる消費者の安全だと思うが、安全・安心という記載がないことに不安を感じる。どこかに明記する必要があると思うがどうか。

3 施策 38 について、今注目されているクロス・ラミネイティド・ティンバー、CLT という集成材は強度が高く、高いビルも造ることができる。東京オリンピックの会場を設計した方も注目しており、会場には CLT を相

当取り入れると思われる。CLT の生産・販売・使用の流れを作れば、県産木材の供給量を大幅に伸ばすことができると考えるがどうか。

4 施策 41 について、ホームドアの設置費用は、国が 3 分の 1、県が 3 分の 1、事業者が 3 分の 1 負担しており、公共の方が負担割合が多い。国は細かいことに口を出すことはあり得ないため、県が事業推進の主体になると思う。交通政策課から提出された予定表では、10 万人以上の利用がある駅でも、平成 33 年以降にずれ込むところも多々あるが、現在の計画は、事業者が出してきたものなのか、それとも県と事業者で協議したものなのか。また、県民の期待に応えるため、県の負担を増やすことで事業を促進することができると考えるがどうか。

A．農業ビジネス支援課長

1 本県農業を家族経営の方々が支えている面があることは、我々も認識している。規模の大小にかかわらず、意欲のある農家の方には引き続き営農を継続していただきたいと考えている。一方で、農家の高齢化などにより、リタイヤする方や規模縮小を希望する方がいるなどにより耕作できない農地が発生してくる状況もある。また、相続で農地を引き継いだ、いわゆる土地持ち非農家の農地もある。農地の有効利用を図るために、こうした農地を担い手の方に集積し、担い手の育成と生産性の向上に結び付けていく。このため、担い手への農地集積率を施策指標としたところである。意欲のある農家から無理に農地を引きはがして担い手の方に集積することではないので御理解いただきたい。

A．農産物安全課長

- 2 県産農産物の安全性の確保については、施策 13 の中で取り組むことにしている。主な取り組み「農薬の適正使用や農業生産工程管理（GAP）などによる県産農産物の安全性確保」などをしっかりと行っていく。

A．森づくり課長

- 3 CLTは大規模建築物への利用が可能で、今後木材利用の拡大に貢献することが大きく期待されている。昨年春には国から設計基準が示され、利用に向けた体制づくりが進んでいる。一方、全国6か所の工場で生産が開始されているが、新しい工法のためか製造ラインがフルに稼働している状態ではないようである。現在のところ、県内でCLTの製造工場の計画はないが、委員御指摘のとおりCLTの販路が確立すれば供給量は大きく増えていくと思っている。県内での生産・加工・流通体制の整備については今後需要の動向を踏まえ、また、関係者の意見も広く聴きながら必要に応じて検討を進めていく。

A．交通政策課長

- 4 県内の駅でホームからの転落事故をなくすことは重要と考えており、積極的にホームドア設置を進めたい。県としてはモデル事業を進めることによりホームドアの整備を促進してきたところである。事業者に対して継続して要望活動を続けてきたこともJR東日本や東武鉄道の整備計画策定につながったものと考えている。蕨駅の事故もあったことから、ホームドア設置の更なる前倒しについて、JR東日本の大宮支社長にも話をしている。

Q．秋山委員

事業者は財源が無尽蔵にあるわけではないため、事業者に働き掛けるだけでなく公共がホームドアの設置を促進させる必要がある。蕨市長は市が自前で整備する可能性も話していた。事業者を促すだけでは駄目だとも考えられるがどうか。

A．交通政策課長

県としては、これまでもモデル事業として県が負担してホームドアの整備を促進してきており、和光市駅にはホームドアが設置された。また、現在も川越駅で設置工事が進んでおり、平成29年度末までの設置が完了する予定である。

A．企画財政部長

つくばエクスプレスなどの新線では標準でホームドアが整備されているが、一方で、既存の鉄道路線では整備が進んでいない状況である。国が3分の1を補助するスキームとなっているが、これだけではなかなか進まない状況が続いている。車両の扉の位置が合わないという技術的な問題もあるが、一番の問題は総事業費が多く、事業者の負担が大きいことである。そうした中で、県としても鉄道事業者に対応してほしいことから、モデル事業として第一歩を切り開き、和光市駅が供用を開始して、現在は東武鉄道川越駅でも取り組んでいるところである。ただ、地元自治体の支援がないと事業者が継続して取り組むのは難しいと判断しており、東京都では地元区市も補助をする制度ができている。本県でも東京都にならって、県と市で共同して支援することについて庁内で協議を進めているところである。

2017 年 2 月 10 日

議案に対する質疑（「豊かな環境をつくる分野」）

Q．秋山委員

- 1 施策 4 4 の主な取り組み「ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導」について、身近な例として、コンビニエンスストアの駐車場でトラックがエアコンを動かすためにエンジンを掛けたまま夜中に何時間も休憩したり仮眠したりしている。近くのマンションでは騒音によりつらい思いをしている。県の条例でアイドリングを禁止しているが、もっと厳しくしてほしい。これを徹底するのは環境部か、それとも警察なのか。
- 2 施策 4 5 について、環境整備センターの埋め立て地の残余年数はどれくらいあるのか。また、資源循環工場における環境テックの不法投棄について、県が行政指導をしていなかったのではとの新聞報道があったが、公害防止協定を結んでいる地元の寄居町、小川町にこのことをどのように説明しているのか。
- 3 施策 4 7 の施策指標「アユが棲める水質の河川の割合」では、平成 2 7 年度の 8 9 % を平成 3 3 年度には 9 3 % にすることを目標値としている。アユは川に 1 年中棲んでいる魚ではないが、川のきれいさを県民のイメージに訴えるには適当な魚であるが、きれいさを測る上で、蛍の幼虫のエサやタナゴの産卵場所になっている貝類もいることから、貝類も指標に加えたらどうか。

A．大気環境課長

- 1 アイドリングストップの指導は環境部で所管している。指導については、市町村への事務移譲を進めており、移譲している所は市町村が、それ以外は県の環境管理事務所が指導

しており、運転手に対するアイドリングストップの実施や駐車場管理者への看板の設置などアイドリングストップの周知について指導している。アイドリングストップには犯罪ではないため罰則はなく、車によってはアイドリングしないとエンジンがかからないものもあるため、厳格化は難しい。

A．資源循環推進課長

- 2 埋め立てが可能な年数は、寄居町との公害防止協定により平成 4 3 年 3 月までの 1 5 年間となっている。今回の新聞報道の事案について、周辺環境への影響はなく、不法投棄された廃棄物は直ちに撤去された。また、2 4 時間以内公表ルールが適用される環境基準を超えていたわけではない。以上の理由により地元への説明は行っていなかったが、今後はこれまで以上に地元とのコミュニケーションを大切にしていきたい。

A．参事兼水環境課長

- 3 アユやイワナなどの魚類の生息域は、水質と関係がある。しかし、淡水の貝類では水質のイメージに合う代表的なものがなく、また、水質との関連データも乏しい。

Q．秋山委員

- 1 アイドリングストップについて、看板の設置などにより周知されていることは住民も知っているが、実際に指導に出向くことはないのか。
- 2 報道されるような環境整備センターの事案について、寄居町、小川町には機敏に対応していただきたい。（要望）
- 3 二枚貝がいないとタナゴは生息できない。アユは清流というイメージがあるが、科学的

には貝類が重要な指標となる。どう認識しているのか。

A．大気環境課長

- 1 権限移譲していない市町村における事案について、通報等があった場合は、環境管理事務所が現場での対応もしている。また、悪質な運転者には、コンビニエンスストアなどの駐車場管理者からも声掛けしてもらうよう依頼している。

A．参事兼水環境課長

- 3 この指標は、BODが1ℓ当たり3mgという水質に着目した指標である。今後もこの指標を使っていきたい。

議案に対する質疑（「魅力と誇りを高める分野」のうち基本目標「県民が誇れる埼玉の魅力を高める」）

Q．秋山委員

- 1 施策52の主な取り組み「マイナンバーの活用による行政手続きの利便性向上」について、マイナンバーの活用が進めば、情報の漏えいやなりすましなどの犯罪の対象になる可能性も増える。アメリカでは、なりすまし被害が年間500億ドルと言われている。個人情報保護の完全な保護は難しいため、マイナンバー自体が廃止されるのが望ましいことではあるが、今後本格運用が進む中で、セキュリティ対策をしっかりとする必要があると思う。県としてできる対策は何か。
- 2 施策53について、先ほど細田委員の質疑に対し、老朽化したマンションを支援する仕組みを作っているとの答弁があった。県とし

て必要な事に取り組んでいるとは思いますが、実際には、費用のかかることに対しての住民の合意形成は難しい。特に、老朽化したマンションのバリアフリー化を進めることが難しい。今後、地域包括ケアシステムを構築していく上では、老朽化したマンションの住民への対応をしなければならない。切羽詰まった問題であると思うが、具体的にどのような対策を講じるのか。

- 3 県は、平成26年度からマンションの実態調査をしているが、それによって建て替えやエレベータの設置、耐震化などが進んだという具体的な成果があったのか。

A．情報システム課長

- 1 今後、セキュリティ対策は重点的に行っていかなければならない。マイナンバーについては、情報を各機関で分散管理して芋づる式の情報漏えいを防ぐ、システム間の通信は暗号化する、顔写真入りの身分証明書による本人確認を必ず行うといった様々なセキュリティ対策を行っている。さらに、マイナンバーを取り扱う業務はインターネットから分離するという技術的対策を進めている。人的な対策も必要であり、職員のセキュリティ意識も重要であることから、県と市町村の職員に対して説明会や研修を実施しており、今後も実施していく。さらに、県政出前講座などを通じ、県民や企業のセキュリティ意識の向上も図っている。今後も国・県・市町村が連携してセキュリティ対策の徹底を図っていく。

A．住宅課長

- 2 マンションの老朽化と入居者の高齢化の2つの老いが進行すると、バリアフリー化が重要な課題となる。特に、共用部分にある出入口や廊下のバリアフリー化は、高齢者の生活

維持に欠かせない。まずは、個人の財産であるためマンションの管理組合が、長期修繕計画を策定し、修繕積立金を貯え、主体的にバリアフリー化を行うことが重要である。一方、管理組合は、ノウハウや人材不足などの面があるため、県は専門家団体や市町村等とともに「埼玉県マンション居住支援ネットワーク」を設立し、セミナーや相談会を実施し、管理組合の運営改善やバリアフリー改修に対する助言を行っている。また、老朽化対策に実績があるマンション管理士を「埼玉県分譲マンションアドバイザー」として登録する制度を設け、管理組合の要請に応じてアドバイザーを派遣し、助言を行っている。今後は、アドバイザーによる管理組合の支援事例や改修工事の成功事例などをまとめたリーフレットを作成し、老朽化マンションの管理組合などに配布し、更に管理組合を支援する方針である。

- 3 早急に改善が必要なマンションにアドバイザーを派遣した結果、初めて理事会が組織化され、組合の総会の開催や管理規約が制定されるなどの成果があった。また、必要に応じて管理規約の改正や長期修繕計画の修正などの成果もあった。

Q・秋山委員

- 1 先日、病院局で個人情報の紛失事例があった。多数の情報を取り扱うところでは、結局ヒューマンエラーが問題になる。システムの対策は当然として、ヒューマンエラーの対策はできているのか。
- 2 老朽化マンションのバリアフリー化問題は、都市整備の観点と福祉の観点で連携して対策を進めていかなければならないと考える。国の補助制度なども視野に入れた県の対策が求められていると思うが、次の 5 か年計画の中でどのように進めていくのか。

A・情報システム課長

- 1 職員に対し、研修や監査を行い、監査についてはフォローアップを行う仕組みを構築している。ヒューマン・システムの両方のエラーについて対策を行っている。今後もしっかりと対策を行っていききたい。

A・住宅課長

- 2 マンションのバリアフリー化は、地域包括ケアシステムの構築とも関連することから、基本的には基礎自治体である市町村が地域の実情に応じて取り組むことが適当であると考えている。住戸内のバリアフリー改修について、補助制度を設けている市町村もあるので連携して取り組みを進めていきたい。一方、県はマンションアドバイザーを年 2 回まで無料で派遣する事業を行って管理組合の適正化を促す取り組みを進めている。そうしたバックアップを続けていきたい。

議案に対する質疑（「魅力と誇りを高める分野」のうち基本目標「支え合いで魅力ある地域社会をつくる」）

Q・秋山委員

施策 5 7 の主な取り組み「同和問題解決のための教育・啓発活動の実施」について、国の同和対策特別事業の終結から 14 年が経過した。私は、社会問題としての部落問題・同和問題は基本的に解決された到達点にあると認識している。県が、5 か年計画の中で主な取り組みとしてわざわざこの項目を設けて、同和問題解決を掲げる真意はどこにあるのか。私は必要はないと考えるが、なぜこの項を入れたのか、認識と理由を伺う。

A．人権推進課長

同和問題については、差別的な発言や落書き、身元調査が行われるなど、いまだに課題として残っている。また、情報化社会の進展に伴い、インターネットの匿名性を利用して、掲示板などに差別的な書き込みや文章を載せる事例も後を絶たない。さきの国会においては、部落差別が現在もなお存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとして、部落差別解消推進法が成立し、昨年 12 月から施行されている。また、国の白書においても、同和問題に関する結婚差別、差別発言、差別落書きなどの事案は依然として存在しているとされている。そのため、県としては、同和問題がいまだに解決しておらず、その解決に向けた取り組みが必要であると認識している。なお、同和問題については、重要な人権問題の 1 つとして捉えており、主な取り組みとして挙げさせていただいた。

Q．秋山委員

埼玉県における同和問題として、どのような差別事件が挙げられるか。また、部落差別解消推進法の審議の過程において、自民党の友誼団体の自由同和会が推薦した京都産業大学の灘本教授も、日本は差別をなくしてきているとの認識を示している。埼玉県で部落差別が横行しているとの認識は間違っているのではないか。インターネット上で、旧部落とされている地名総鑑が出ていても、それほど気にする必要はないとの有識者の意見もある。私は、基本的に同和問題は解消されていると認識している。一部の団体の主張が誇大に取り上げられ、県の認識に刷り込まれてしまっているのではないかと心配している。部落差別解消推進法が施行されていても、実態としては差別事件があるとは言えないのではないか。

A．人権推進課長

平成 26 年度にはインターネット上の書き込みが 5 件、平成 27 年度は差別発言 1 件、インターネット上の書き込みが 1 件、平成 28 年度は文書等が 1 件、同和地区調査 1 件などがあった。こういった情報は、市町村や運動団体広報誌からの情報提供によるものだが、実際にはもっとあるのかもしれない。件数は少ないものの根深い問題と考えている。また、国の白書によると、インターネットの匿名性を悪用した差別的書き込み、身元調査と密接に関連した戸籍謄本や住民票等の不正取得、不動産業者が取り引きの際に行った土地調査、部落地名総鑑復刻版の発行など、差別事象の発生が見受けられる。同和問題は解決していないと考えている。

Q．秋山委員

インターネット上の書き込みについて答弁があったが、件数が少ない。また、インターネットにはうその情報も多いことは当たり前として広く認識されている。結婚差別などが頻発しているわけでもない。5 か年計画からは外すべきと思うが、同和問題がなくなるのはいつになるのか。

A．人権推進課長

5 か年計画について、同和問題が終わる時期については答えられない。